☆介護職員等特定処遇改善加算

介護職員の処遇改善につきましては、これまでに数次にわたる取組が行われており、令和元年10月の消費税引上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たす必要があります。

①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること

②職場環境要件等要件について、６つの区分からそれぞれ１つ以上の取組を行っていること

③介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

③の要件に基づき、当法人における賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組について、以下の通り公表いたします。

●加算の取得状況

| | 介護職員処遇改善加算 | 介護職員等特定処遇改善加算 |
|---|---|---|
| 介護老人福祉施設みどりの里やすらぎ荘 | 加算Ⅰ | 加算Ⅰ |
| やすらぎ荘短期入所生活介護事業所 | 加算Ⅰ | 加算Ⅰ |
| やすらぎ荘通所介護事業所 | 加算Ⅰ | 加算Ⅱ |
| 江川荘外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所 | 加算Ⅰ | 加算Ⅰ |
| 川本福祉会訪問介護事業所 | 加算Ⅰ | 加算Ⅱ |

●職場環境等要件について、賃金以外の改善内容

１．入職促進に向けた取組

〇法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

〇他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

〇職業体験の受入れ等による職業魅力度向上の取組の実施

2．資質の向上やキャリアアップに向けた支援

〇働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援等

〇上位者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

３．両立支援・多様な働き方の推進

〇子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実

〇職員の事情等の状況に応じた勤務シフト、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

〇有給休暇が取得しやすい環境の整備

〇業務や福利厚生制度等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

４．腰痛を含む心身の健康管理

〇介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

〇短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断や従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

〇雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

〇事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

５．生産性向上のための業務改善の取組

〇タブレット端末等のICT活用やセンサー等の導入による業務量の縮減

〇高齢者の活躍（居室やフロアの掃除等も含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

〇業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

６．やりがい・働きがいの醸成

〇ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による勤務環境やケア内容の改善

〇利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の確保